

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月5日(月)午後3時から午後4時45分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員		
4番	布	施	陽	子	委員	5番	高	品	文	敬	委員
6番	椎	名	寛	委員	7番	布	施	行	雄	委員	
8番	小	林	須美子	委員	9番	太	田	憲	一	委員	
10番	大	木	武	一	委員	11番	鈴	木	茂	委員	
12番	佐	藤	正	剛	委員	13番	石	田	利	之	委員
14番	安	藤	幸	春	委員	15番	穴	澤	久	男	委員
16番	伊	藤	栄	治	委員	17番	渡	邊	弘	仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

20番	布	施	利	雄	委員	21番	加	瀬	安	男	委員	
22番	並	木	昭	男	委員	23番	鎌	形	豊	委員		
24番	山	崎	幸	治	委員	25番	塚	本	繁	雄	委員	
26番	木	原	正	勝	委員	27番	江	波	戸	和	男	委員
28番	寺	本	利	幸	委員							

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番	伊	藤	輝	夫	委員	19番	秋	山	菊	次	委員
29番	石	橋	誠	委員							

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他

1件

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 4名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年7月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13番石田利之委員、14番安藤幸春委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月2日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定める

ため、令和3年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、加瀬安男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、利用権設定関係の番号34番から42番までについて、審議・採決いたします。加瀬安男委員は退席をお願ひします。

(加瀬安男委員 退席)

議 長 加瀬安男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号34番から42番までについて、事務局より説明をお願ひします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号34番から42番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号34番から42番までの内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号34番から42番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号の利用権設定関係の番号34番から42番までについて、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号34番から42番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(加瀬安男委員 着席)

議長 加瀬安男委員が着席しましたので、引き続き「令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
利用権設定関係の番号34番から42番までを除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号34番から42番までを除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号34番から42番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号の利用権設定関係の利用権設定関係の番号34番から42番までを除き、採決に入ります。
議案第1号について、利用権設定関係の番号34番から42番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 本件につきましては、去る7月2日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和3年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、鎌形豊委員、高品文敬委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号6番について、審議・採決いたします。鎌形豊委員は、退席をお願いいたします。

(鎌形豊委員 退席)

議 長 鎌形豊委員が退席しましたので、番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号6番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号6番の内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「令和 3 年度第 2 次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号 6 番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号の番号 6 番について、採決に入ります。
議案第 2 号の番号 6 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(鎌形豊委員 着席)

議 長 鎌形豊委員が着席しましたので、次に、番号 29 番から 38 番までを議題といたします。高品文敬委員、寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が退席しましたので、番号 29 番から 38 番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号の番号 29 番から 38 番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号 29 番から 38 番までの内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「令和 3 年度第 2 次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ

いて」の番号29番から38番までについて、質疑を打ち切ることに御異議
ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号29番から38番までについて、
採決に入ります。

議案第2号の番号29番から38番までについて、原案のとおり決するこ
とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号
「令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題
といたします。番号6番と29番から38番までを除いて、事務局より説明
をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号6番と29番から3
8番までを除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進
に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ
いて」の番号6番と29番から38番までを除き、質疑を打ち切ることに御
異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号6番と29番から38番までを除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号6番と29番から38番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月2日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

10番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月2日午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和3年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われま

す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。

本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号の議案書を御覧ください。番号1番及び2番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第4号、番号1番及び2番について議案書を基に朗読】

番号1番及び2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

16 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は、申請地に専用住宅用地として計画しておりましたが、住宅建築の計画がなくなったため、新たに承継者が専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8 番 番号1番について、当初事業計画者は、平成13年に農地転用許可を受け、売買による所有権登記を行いました。転勤により現住所地に住宅を建築することになったため、現在まで申請地に住宅建築は行われませんでした。承継後の事業計画は、専用住宅として計画するもので、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

【議案第6号、番号1番から7番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田499㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、資材置場及び駐車場(5台)用地として田862㎡の内393㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号3番について、洗車場用地として畑1,203㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として田314㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として田及び畑166㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅用地として田329.25㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、宅地拡張用地として畑20㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は、市内の借家で生活しておりますが、独立するため、申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

1番 番号2番について、譲受人は、建物解体業を営んでおりますが、事業拡張に伴い、申請地に資材置場及び駐車場を設置しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周

辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5 番 番号3番について、譲受人は、運送業を営んでおりますが、車両の洗車設備が古くなってきたことから、申請地に洗車場を設置しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号4番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活しておりますが、妻の実家に近く、通勤にも便利な申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8 番 番号5番について、譲受人は、実家で生活しておりますが、独立するため、実家近くの申請地に住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、譲受人は、市外の賃貸住宅で生活しておりますが、手狭になったため、申請地に住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

15 番 番号7番について、譲受人は、住宅を建築中ですが、出入口北側の道路が狭く危険であるため、申請地に宅地を拡張し、出入口や駐車場の一部として利用しようとするものです。1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号について、採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 7件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年7月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。